

## 娘、真利子の命を奪われて

旭川市 米澤 透・美代子

### 娘は危険運転の暴走車の犠牲に

私たちの娘真利子（当時20歳、大学2年生）は、親元の旭川を離れて岩見沢の大学に通っていたが、平成15年8月17日の夜、岩見沢市内の国道12号線の交差点を自転車で横断中、渡り終える寸前で、時速130キロ前後という危険速度の



在りし日の真利子（20歳）

暴走車にはねとばされ即死した。娘は顔面を砕かれ、立木にぶつかった後、路面に叩きつけられた。とても無惨な殺され方であった。娘の夢であった社会福祉への道は、あまりに残酷な形でついでってしまった。

加害者（当時19歳、大学生）は、業務上過失致死罪ですぐ逮捕されたが、免許取得後8ヶ月の初心者であった。親にねだって買ってもらった新車のスポーツカーで、同乗していた2人の友人に誉められ得意になってスピードを出し、しかも最も重要で基本的な前方注視を怠り、脇見運転。車は全くの「制御不能状態」であった。渡りきるまで1.9m。あと0.1か0.2秒あれば、娘は国道を無事に渡り終えたはずであった。加害者がもう少し速度を落としていたら助かったのだ。本当に残念で悔しい思いがする。

加害者の親は、公職の身でありながら、運転技量の未熟な息子にラリー仕様280馬力もの超高性能車（インプレッサ）を買い与えた。そのことは刑事裁判で母親も供述した。

### 加害者の「謝罪」は裁判対策

加害者は起訴と同時に仮釈放された。その直後一度だけ私たち遺族宅に来たが、私たちが拒否すると、それ以来姿を見せなくなった。拒否されても誠意があるなら少なくとも毎月の命日に来なくてはならないのに、ただ花を花屋に届けさせたただけであった。

刑事裁判の一審では、加害の少年は法廷に入っても、遺族に挨拶一つせず、平然と遺族を無視し、謝罪や償いの気持ちは全く見られなかった。加害者側は「裁判が終わるまでは遺族宅には行かないことにした」と証言した。しかし、4回目の公判で裁判長から「すぐに謝り、誠意を見せるよう」と諭され、

やっと私たちの控室に謝りに来る始末であった。

一審で1年6ヶ月の実刑判決（求刑は2年6ヶ月）を受けると、加害者は即時控訴した。この後、弁護士を通じて見舞金を送ってきたが、私たちは受け取りを拒否した。するとそのお金の処理に困ったのか交通安全の団体に寄付した。二審（控訴審）の1回目公判で寄付のことが報告されたが、本当に純粋に謝罪の気持があるなら、裁判対策としてではなくもっと早い時期にするべき行為ではないか。

二審になると、加害者は今までと全く違う態度を示した。何と公判の間の1か月余りに14回も遺族宅に来たのである。私たち遺族は、全く取り合わなかった。

娘の命日に二審判決があり、加害者側の控訴は棄却され、服役。以降、加害者家族はぴたっと来なくなった。公判中に見せた態度は実刑を免れるために裁判官を騙すための演技だったのか。

加害者は服役中、謝罪の手紙を寄越すこともなく、出所後は顔を見せようとしめない。刑務所では何を考えていたのか。刑務官には娘を殺した事故についてどんなことを話したのか。うわべだけの「反省しています」で済ませ、刑務官をも騙したのだろうか。

### 不可解な速度の認定

加害者は警察や検察の取調中、事故車のスピードについて一貫して「スピードメーターは見なかったが、100キロの速度を出していたと思う」と何度も供述していた。一方警察の鑑定（道警科捜研）では、「70～120キロ」という極めてあいまいな鑑定。加害者はこれを逆にとり、裁判になると100キロの証言を翻して「80キロだった」と言った。親や弁護士に言われたのだろうか。または保身のためか。刑事裁判では警察の鑑定がそのまま通った。

加害者側の保険会社（共栄火災）は、示談の申し出の中で「（娘の）過失は15%」と主張してきた。私たちは「娘に過失はない。過失があるというなら、100キロのスピードを出した加害者には1万%の過失がある」と告げ、話し合いを拒否した。

### 何と真実の速度は「127キロ以上」

民事裁判となり、速度に疑問を持っていた私たちは弁護士と相談し、自動車短大の茄子川教授に事故の鑑定をしてもらった。結果は「事故車の速度は127.6～134.6キロ」という驚くべき数値であった。加害者側も鑑定を依頼し「116キロ」という結果。

判決で裁判官は、根拠の薄い加害者側の鑑定を退け、私たちの鑑定を採用、少な目であるが、速度は「127キロ」とした。

### 鮮明になった問題点の数々

娘の事件を振り返って、次のような問題点を痛切に感じる。

■ 刑罰について・・・加害者の罪状は「業務上過失致死罪」であったが、「危険運転致死罪」に十分値する。常識的に考えて当然危険運転という事故については積極的に適用を拡げていただきたい。

■ 加害者の反省について・・・判決後や出所後の加害者の行動を監視し続けることが必要。裁判官は口先だけの反省に騙されている。

■ 謝罪とは・・・損害賠償は保険だけでなく、加害者に直接負担もさせるべき。また、社会奉仕活動に従事させることも検討すべきではないか。

■ 車の製造責任・・・車の製造会社と販売会社の

責任はどうか。ラリー仕様の超高性能車の製造や販売は規制すべき。馬力のある車は制御が困難であるから年齢（例えば25歳以上）や運転経験（例えば5年以上）で制限すべきではないか。

■ 被害ゼロのために・・・制限速度の徹底（速度違反の罰金を大幅に上げる）や、歩車分離信号の設置など道路環境整備により、被害ゼロをめざすべき。

#### ～事件概要～

- 2003年8月17日、午後10時4分、岩見沢市内の国道を自転車車で横断中の米澤真利子さん（当時20歳）は、前方不注意のまま120キロを超える速度で暴走してきた車に轢かれ即死させられる。
- 2004年3月22日、札幌地裁岩見沢支部は、禁固1年6月の実刑判決。加害者は執行猶予を求め控訴。
- 2004年8月17日、札幌高裁は被告の控訴を棄却。実刑が確定。
- 2006年8月 民事裁判にて真実の速度が判明

## 飲酒運転追放キャンペーン、高石さんの訴え 2月11日、男山酒造「酒蔵開放」

2月11日、旭川冬まつりに合わせて毎年行われている男山酒造の「酒蔵開放」会場（旭川市永山）に、江別市の会員、高石さんの手記が飲酒運転追放キャンペーンの看板に掲示されました。

飲酒運転絶滅を訴えた手記要約を紹介します。



### 拓那は、悪質な飲酒ひき逃げの犠牲に

我が家の次男、拓那（たくな）は、高校1年でバレーボール大好き少年でした。「部費の足しにしたい」と新聞配達のアリバイトをしていましたが、平成15年2月12日早朝、新聞配達に向かう途中で、後ろから走ってきた飲酒運転の

車にひき逃げされ、無惨にも一瞬で命を奪われました。

拓那の体にはうっすらと雪が積もり、白い塊のようだったと聞きました。冷たい雪の上で、一人で逝かせてしまいました。助けてあげる事も出来なかった・・・。この後悔と苦しみは一生続くのです。

お酒を飲んで車を運転するという悪質な行為、そしてその場から逃げると言う、罪に罪を重ねる行為を、軽い刑ですませておく訳には行きません。

私達は拓那の沢山の友達に助けられ、「飲酒・ひき逃げ犯に厳罰化を求める」署名活動を始めました。拓那と同じ犠牲者をもう出さないで欲しい。私達と同じ苦しみをもう誰にもさせたくない。その思いで活動しています。

皆さん、飲酒運転者が引き起こす事故は、まさに殺人ではないでしょうか。歩道を歩いている人の列に突っ込み何人も死なせるなど、何の落ち度も無い尊い人の命を奪っています。さらに「ひき逃げ」をする人もいます。「お酒を飲んでいた事がばれたら罪が重くなる」と、その場から怪我を負わせた人を見捨てて逃げるのです。人間としてあるまじき行為を飲酒運転者は犯しているのです。

私たちは、このような非人間的行為を犯した者が、厳しい法律で処罰される事を願っています。

江別市・高石 弘・洋子

## 「まさかという坂」、もっと情報を 岩見沢市 ト部 喜雄

### ● 意識不明で運ばれた息子

2006年4月19日、次男が交通事故に遭ってから今日まで、私たち家族は心が安らぐことはありません。

事故直後、息子は意識不明で病院に運ばれました。当初は命そのものが危険でした。その危険が去っても、今度は何時になったら意識が戻るのか、見通しも立たず夫婦は交替で息子のつきそい、一生懸命話しかけ、好きな曲を聞かせたり、テレビの音を聞かせたり、意識が回復するのを待ちました。

医師に見せられた脳の画像には、出血の跡が点々と写っていて、意識障害、運動機能障害、眼球障害、知能障害の恐れがあると言われました。息子は事故から10日以上経ってから、こちらから話しかけたことに頷いたり、短い言葉を発するようになりました。ある程度の会話ができるにはまだ時間が必要でした。退院後、そのようなやりとりも、息子の記憶には無く、「意識の回復はいつ」と聞かれることも多いのですが、分からないのが本当です。

事故から1年経った今も、息子は23歳らしい若者の動きはできません。口の中は痺れているようで、目は物が二つに見え、手術をしなければ治らないと眼科で言われています。息子は、今後働けるのだろうか、不安を口にします。親も不安です。息子は真面目で慎重な性格です。車の運転もシートベルトをしっかりとってからでなければスタートすることはありません。スピードも法定速度を守り、私たちが運転する車に同乗してもスピードを出すと注意するほどです。そんな息子がなぜ、事故に遭ったのでしょうか。

### ● これは犯罪、前科ある加害者が120キロで

私たちは裁判で検事の起訴状を聞いて初めて事故の概要を知りました。4月19日早朝、息子は国道12号線の中央分離帯から右折中、猛スピードのワゴン車に助手席側に衝突されました。相手の車は、科捜研の鑑定でも時速115km～125kmのスピードが出ていたこと、また、相手は、以前に酒気帯び運転で人身事故を起こし、その時は執行猶予中であつたこと、さらに、この執行猶予中に、ベルト着用義務違反で2回、自損事故で車を大破したこともあるなどが明らかになりました。

これは事故というより犯罪です。私たちの大切な息子の一生を台無しにしてしまいました。裁判所は実刑を言い渡しました。今、獄中にいる相手に言い

たい。どうか真剣に自分が犯した罪と向き合い、一生かけて償ってほしい。

### ● なぜ被害者に情報がないのか

事故の記憶が全く無い息子の事情聴取、実況検分、検事の調書作成等、すべて父親が同席して対応しました。警察の取調べでは、息子も、「直進車の妨害」という口実で、「被疑者扱い」され、「双方被疑者」として検察庁に書類が送られたそうです。検事の事情聴取は、本人の精神状態(不安)を考慮し、父親だけにしてもらいました。検事は、すぐ「これは相手を裁判にかけます」と言いました。事情を知っているからだったのでしょうか。

それにしても、被害者にはほとんど情報がないのは、今になっても大きな疑問です。こんな人間が車を運転し、検事から言われても謝罪に来ない本人と家族には、怒りを禁じえません。判決後、1度謝罪があっただけです。

### ● 家族全員で頑張ります。お力添えを。

私たちは、息子が目や高次脳機能障害の不安を抱え、精神的にも動揺していることを毎日感じています。また、民事裁判はどうすればいいのか、考えることは尽きません。友人の僧侶が、「人生には3つの坂がある。上り坂、下り坂、もう一つは何だと思う?」「・・・」「まさかという坂だよ」。彼の言うことを実感しています。

幸い前田代表と以前から知り合いでしたので、事故後しばらくして相談し、本会に入会しました。弁護士さんも紹介され、その方の助言で息子の症状に合う病院にかかり、とても心強く思っています。これからも、皆様のお力添えをいただき、本人はもちろん家族全員で頑張る決意です。

### 書籍紹介

#### ★「こころの医者入門」

なだ いなだ著 日本放送協会

無病息災は理想だが、そんな幸せは宝くじに当たるようなもの。一病を持つ事で、身体を気づかうようになり、他の病気を防ぎ、早めに治療するのでこじらせない。かえって長生きする。こころの医者は一歩進み、病をきっかけに「生きるとは何か」について考え、人生を大切に生きることを重視する、という。

(書籍係 太田)

## 思いよ届け、講話を終えて

北斗市 福澤 きよ子

運送会社「エース(株)」の依頼で、久しぶりに体験講話を行いました。いつも講演の時は、会場に来て下さる人によって気持も変わるなど大変ですが、私にとっては大切なこと。これからも機会があれば続けていきたいと思えます。

私の、伝えたい思いと願いについてつづります。

### 平成6年、双子の娘は歩道で犠牲に

ある朝突然、我が家に魔の坂が来た。5年近く子どもに恵まれず、やっと生まれた双子の娘(当時6年生)が交通禍の犠牲になった。忘れることはない、平成6年7月の朝、赤いランドセルを背負い、友だち4人と登校する後ろ姿を見送って、わずか数分後の出来事だった。ルールを守り歩道を歩く4人にトラックが突っ込んできた。双子の娘は死亡、友だち二人も負傷。現場は地獄だった。

### 万全を尽くして、安全を

毎日がつらくて、悔しくて、さみしくて。いろいろな事があった数年間を経て、二人の子どものためにも何か出来ることはないかと思うようになった時、函館署から講演依頼があった。それが初めてだった。

講演をさせていただき思うことは、会場に来て下さっている方の一人でも話を聞いて、交通事故についてわかってもらい、気を付けて欲しいということ。

講演の中では、娘たちの現場のこと、親にとって宝石より輝いていた生前の子どもとの思い出など話させていただいた。さらに、次のことをお願いした。

命はひとつしかない。一度奪われた命は二度ともどらない。命に代わる償いなど一つもない。遺族の願いを聞かれると、「奪った命を返して下さい」と答えること。一人一人が安全に対して万全の気を使い、被害者にも加害者にもなって欲しくないこと。少しだからと、すぐそこだからとお酒を飲んで運転したりしてはならない。百人百色、人はそれぞれだが、安全については一つになって万全を尽くすことが何より大切。被害者は加害者を一生許さないこと。加害者にならないために、朝「行ってきます」と出かけたなら、安全に気を付けて、夕方は元気に「ただいま」と帰って欲しい。それが家族にとっての一番のおみやげであること。

(3月25日、北斗市市民センターにて、運送会社(株)エースの社員15人に体験講話)。



## 交通安全講話を終えて

旭川市 山下 芳正

息子の事故以来、「微力でもいい、自分に何かできることはないか」「愛する家族が事故で命を落とすような痛ましい事故を何とか撲滅できないか」と、日々考えるようになりました。そんな中、運輸会社での交通安全講話のお話をいただき、それまでの思いが叶う日が来たなと思った反面、戸惑いもありました。

なぜなら、連日のように報道されるトラック事故に、業界全体の体質やドライバーの安全運転に対する姿勢の欠如をかいまみ、また日ごろ自分が運転する横を通過するトラックの乱暴な運転に恐怖を覚えることもしばしばだったことなどから、正直なところ「私のような遺族の話など真剣に聞いてくれるのだろうか、車を運転するプロならいつも同じような話を聞かされて「またか」といった気持ちではないだろうか」などといった不安があったからです。しかし、講話当日をむかえドライバーの方々の前で話をし始めると、真剣に話を聞いてくださいましたので、私の不安は和らぎました。

交通事故による被害者や遺族がいなくなることが当然の願いですが、加害者にならないことも必要不可欠です。私は講話の中で被害者遺族としての気持ちはもちろんのこと、加害者になっても様々な苦難が待ち受けていることも強く訴え、決してどちらにもなってはならないのだと話しました。

途中、息子の事件のことについて話をしたときは涙してしまいましたが、無事講話を終えることができました。今回の講話により、ドライバーの皆さんが、これからも安全運転を心がけてくださることを心から願っております。

(2月4日、旭川市末広会館にて、運送会社(株)エースの社員13人に体験講話)

### ～山下さんの事件概要～

**03/4/23** 深川市の道道で、短大生運転の乗用車が、時速百キロ以上で暴走。同乗の博之さん(19歳)が死亡。

**03/6** 深川警察署は「業務上過失致死」で書類送致したが、両親は「危険運転致死罪」で告訴。署名活動も行い、「危険運転致死罪」での起訴を勝ち取る。地裁判決は懲役2年10月。

**05/6/7** 札幌高裁は被告の控訴を棄却、実刑確定

(関連の記事は、会報13、14、18、19、の各号)

連載②

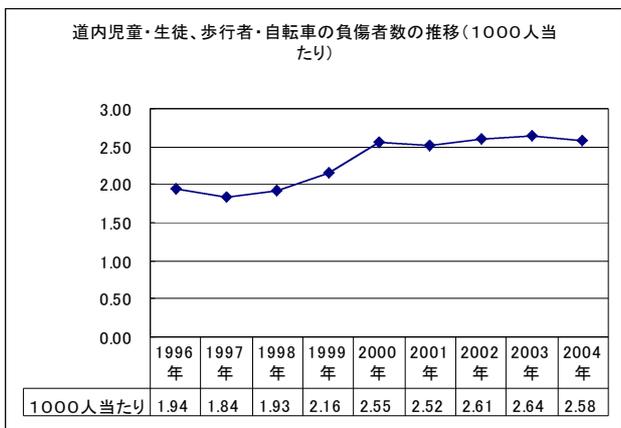
交通教育の課題(その2)

前田 敏章

2-1 生徒の被害は増えている

前回(会報20号)は「交通禍に脅かされる児童生徒の生存権」ということで、被害の実態についてふれたが、北海道だけで、小学生から高校生までの児童・生徒が、歩行あるいは自転車通行中に、平均すると毎日5人が傷つき、毎月1人の割合で尊い命が奪われている。

さらにこの実態は近年も改善されておらず、増加傾向にあることも注目してほしい。道内児童・生徒1000人当たりの歩行・自転車中の負傷者数は、2000年にそれまでの1.8台から2.5台へ激増しており、以来高止まりである。(図1)



2-2 学友の交通死を「仕方のない事故」と受けとめる高校生。影を落とす「クルマ優先」

生徒であったときには、クルマによる危険を日々体験したはずなのに、ハンドルを握ると、一転して加害の側になってしまうのはどうしてなのか。スリルを求める若者特有の気質の他に、病んだ「クルマ優先社会」の影響がある。

札幌市内高校での体験講話の際に、協力いただき実施(2005年秋)した以下の意識調査の結果を見て欲しい。

※対象生徒578人、講話前で私の話の影響はない

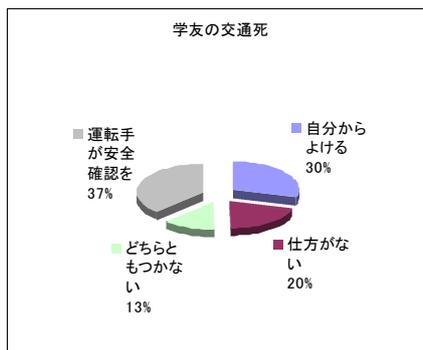
6年ほど前、札幌市内の高校1年生(女子)が、登校途中、青信号で横断中に左折トラックに巻き込まれ、即死されるという大変痛ましい事故がありました。

次の一文は、同じ学校の高校生が事故後「交通事故」について書いた感想の抜粋です。もし皆さんがこの立場(同じ学校の生徒が、同じような事故で命を失った)とすれば、どの感想が一番近いですか。

- ① 注意をして行動しても、交通事故が起こってしまうのは仕方のないこと。事故に対する知識をできるだけ持って防いでいきたい。
- ② 私たち高校生や小中学生などが交通ルールを守っていても、交通事故は防げない。車を運転する人が、前後左右の安全を確実に確認する必要がある。
- ③ 完璧な人間はいない。運転するのも人間でだから、車が絶対によけてくれるとは限らない。車によけてもらうのではなく、自分からよけるようにしなければならない。
- ④ どちらともつかない。

(①~③の感想は「青春の灯」という1999年札幌東警察署が編集した文集所収)

図2) 学友の交通死に対する感想



結果の図に見るように、犠牲になった高校生は、安全であるべき交差点の横断歩道をルールを守って渡っていた。被害者にとってまさに「通り魔殺人」に遭ったと同じであるこの事件を「偶然的、仕方のない事故」と捉え、車によけてもらうのではなく、自分からよけるようにしなくてはなりません」と、運転手の責任を免罪し、被害者としかなり得ない歩行者自らが責任を負おうとする倒錯した意識がかなりの割合で存在する。

「クルマ優先社会」の中で理性や人権意識を奪われた若者は、免許取得後ただちに傲慢なクルマ社会の構成員となり、それまでの危険な犠牲者予備軍から、加害者予備軍へと転化すると考えられないだろうか。

2-3 「社会的費用」か「スローライフ」か

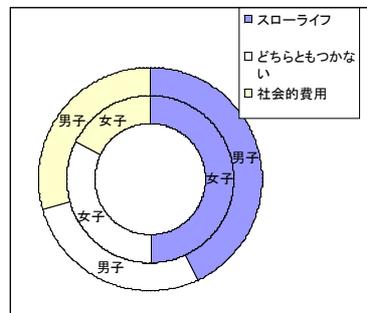
さらに調査項目に、「交通事故について」という次の設問にも答えてもらった。結果は図3。

- 交通事故についての次の考え方で、自分に近いものを選んで下さい。
- ① 社会として自動車交通の便益を享受している以上、便益の裏返しとしての社会的費用である交通事故の被害を最小化するとともに、・・・社会全体がバランスよく負担していく方向で施策を強化していくことが必要。
  - ② 人の命には換えられないから、速度規制や厳罰化、免許取得の厳格化など、車使用の社会的規制を現行より強める必要がある。効率性や利便性よりも安全・安心のスローライフの社会が良い。
  - ③ どちらともつかない。(又は別な意見)

(図3) 交通事故について

設問の①は、何と、平成12年版「交通安全白書」の記述なのである。

結果は、男女差が若干見られ、男子では30%、女子では18%が、交通事故を仕方のない「社会的費用」と捉えており、やはり、意図的に醸成されているクルマ社会予備軍としての意識構造が浮き彫りになる。



学校における交通教育の課題の一つは、ドライバーを危険運転に駆り立てる「クルマ優先社会」の病弊を直視させることである。(つづく)

## 会の日誌



2007.1.11. ~2007.4.4.

### 《会合など》

- 1/10 世話人会・例会
- 1/11 交通事犯の厳罰化について要望書送付
- 1/18 会報22号発送
- 1/22 道路交通法改正試案への意見書送付
- 1/29 刑法改正について法務省刑事局との面談
- 2/14 世話人会・例会
- 2/19 法制審議会、参考人意見陳述(法務省)
- 3/14 世話人会・例会

### 《訴えの活動》

- ◆ 1/14 (株) エース札幌南営業所 1/24 北海少年院 3/8 帯広少年院 (前田)
- ◆ 1/21 (株) エース釧路事業所 (佐藤芳枝)
- ◆ (株) エース旭川営業所 (山下)
- ◆ (株) エース函館営業所 (福澤)
- ★ パネル展示 3/19 ~ 20 マルカツ魚長食品(株)

### ■ 処分者講習での講師

1/26 前田 2/23 小野 3/9 太田

### ～ 編集を終えて ～

◆ 3月5日、札幌高裁が下した、死亡交通事故の加害者を無罪にしたという報を聞き慄然としました。それは、2003年7月、札幌市北区の中学3年生の男子生徒が、道路横断中、前方不注視と制限速度違反を犯した乗用車に轢かれ、無惨に命を奪われた事件です。◆ 真実に基づく裁きを求める遺族は、衝突位置の説明が二転三転するなどずさんな捜査機関に対し、自ら告訴し、署名活動を行い、何度も上申するなど必死に働きかけました。起訴までに3年を要し、ようやくの思いで迎えた刑事裁判だったので。◆ しかし、一審の札幌地裁(川田宏一裁判官)は昨年8月、制限速度40キロを15キロ上回る加害者の速度違反を不問にし、「衝突回避はできなかった」と「無罪」判決。駆けつけた傍聴者は耳を疑いました。そして、当然にも検察が控訴したことを聞き、誰もが二審での逆転有罪判決を信じていました。いくら何でもこんな不正義が通るはずがないと。そうした

中での長島孝太郎裁判長の控訴棄却判決だったので。◆ 司法に対する信頼は地に墜ち、捜査機関への不信は極に達しました。検察庁は起訴事実と速度違反を挙げておきながら、一審では訴因として前方不注視だけを主張するという奇妙な対応に終始し、回避可能性がなかったと主張する被告の言い逃れに対し正面からの反論をしませんでした。控訴審でもあいまいな態度を取った検察は、この汚点ともいべき不当判決の責を件の裁判長とともに負うべきです。◆ 開会中の国会には交通犯罪への厳罰化法案が二つ提案されています。しかし、法律や制度ができて、これを運用する人の意識が変わらなければ、理不尽な「死人に口なし」の扱いは変わらないのではないかと危惧します。◆ 根底にあるのは交通犯罪被害を「仕方のない事故」と許容し、結果的に「加害者天国」の現状に与する捉え方です。◆ 私たちが「10年以上に」と強く願った刑法改正案の「自動車運転過失致死傷罪」が最高7年という半端な改正案になったことを、ある新聞は「新たな罪の創設は、『だれでも加害者になりうる』という過失犯への刑のあり方の模索と、遺族や被害者側の『なぜこんなに罪が軽いのか』という声の高まりとのせめぎ合いの着地点だ。」(07/3/1 朝日新聞)と評しました。しかし、前者の論は果たして成り立つべき論なのでしょうか。◆ 刑法の役割は「刑罰により法益を不法な侵害から保護することにある」(「法律学小辞典」(有斐閣))。そして「法益」とは「法によって保護される社会生活上の利益。(同上)と言われますが、一体、社会全体で護るべきもの(法益)に「人の命」以上のものがあるのでしょうか。この認識のずれを正すことが肝要ではないかと痛感します。◆ 1月29日の法務省面談の中で、川崎市の遺族が切々と訴えていた「命を数で相対化してはならない。一人の命は絶対化して捉えるべき」というフレーズが耳に残ります。◆ 社会にとって最も大切なものを見失い、経済効率や、他者の命をも簡単に奪うクルマ通行を優先する「つくられた欲望の絶対化」が大手を振る世の中を変えなくてはなりません。(前)

## 会員の皆様へのお知らせ

- ◆ 2007年定期総会は、「かでの2・7」(北2西7)を会場に、次の日程で行います。出席下さい。
  - ◆ 総会 5月12日(土) 13:30~14:30
  - ◆ 全体交流会 14:45~17:30 (昨年同様、会員のとりくみ報告と自由な交流が中心です)
  - ◆ 懇親会 18:00~20:00 (予定)
- ◆ 例会の予定(毎月2水曜日の13時~15時、事務所 世話人会は、毎月第2水曜日の午前中)
  - ★ 5月9日(水) ★ 6月13日(水) ★ 7月11日(水) ★ 8月8日(水)
- ◆ 次の会報発行は8月です。手記や意見、近況報告などの投稿をお待ちしています。  
(※切り7月20日、400~1200字程度 メールやファックスでも良いです)